

動物へ餌を与えた後の清掃が義務になりました！（環境局）

大阪市では、はと・からすその他の動物への餌やり行為後に清掃等を行わないことによる生活環境の悪化を防ぐため、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正しました。

残った餌やふん・羽毛等の散乱、
ふん尿等による臭気が発散しないよう、
清掃を義務化

改善命令に違反した場合、
罰則として**過料（5万円）**

「餌を与える行為を規制
するものではありません」

動物への餌やり行為等にお困りの方は、
各区保健福祉センター 生活環境業務担当へお問い合わせください。

住み良い街づくりのために ～「地域猫」活動について～（健康局）

耳のV字カットは
不妊去勢手術済の
しるしです。

中性的になるので、
繁殖期の争いの声
なくなります。

去勢によって、
尿のにおいが
弱くなると
言われています。

「地域猫」とは？

住み良い街づくりのために、その地域にお住まいの皆さんの理解と協力のもと、地域の野良猫に**不妊去勢手術**を行い、**一代限りの命**となった猫達を地域の猫として**給餌及び給水、排せつ物の適正な処理**を行うなど、**適正に管理していただく取り組み**を「地域猫」（大阪市では『街ねこ』と呼んでいます。）活動といいます。